

公益社団法人こども環境学会（こども環境研究センター）における 公的研究費の不正防止計画

1. ルールの明確化・統一
 - ・規程等を整備し、公的研究費に係る取扱い、及び研究活動における注意事項を周知する
2. コンプライアンス意識の向上
 - ・e-learning 等の講習会を通じて法令順守の意識向上を図る。
 - ・研究者及び事務職員に講習会受講を促し、受講状況の管理を行う。
3. 適正な運営・管理のための方策
 - ・公的研究費の採択者から、公的研究費を適正に使用する旨の誓約書の提出を求める。
 - ・不正を行った場合は、「公益社団法人こども環境学会（こども環境研究センター）における研究にかかわる不正の防止等に関する規程」に基づいて処分を受けることを伝える。
 - ・主な取引業者に対し、不正防止に関する誓約書の提出を求める。
4. 計画的な経費の執行
 - ・研究者及び事務職員は、研究計画と執行状況を把握し、連携を密にして計画的な経費の執行を行う。
5. 発注及び検収体制の整備
 - ・発注及び検収は、「公的研究費事務取扱要領」の第 5 条に基づき、金額等に応じて必要な対応を行う。
6. 物品の適切な管理
 - ・10 万円以上の物品及び換金性の高い物品について、こども環境研究センターの財産である旨を明示したシールを添付する等により適切に管理する。
7. モニタリングの在り方
 - ・監査対象は、全数を対象に、会計書類の検査及び購入物品の使用状況等について確認する。
8. 通報窓口の設置
 - ・公的研究費の不正への取組みに関するこども環境研究センターの方針等を公表する。
 - ・通報窓口をホームページ上に掲載する。
9. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の改定
 - ・監査結果の活用、及び事務職員からの情報提供に基づき、防止策を検討し、必要に応じて不正防止計画を改定する。